

消費者被害防止地域ネットワーク組織数（累計）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

高齢者等の消費者被害の未然防止や早期発見への取組状況を測る指標

【定義・算出式】

道内における消費者被害防止地域ネットワークの組織数

・消費者被害防止地域ネットワークは、自治体、警察、各種団体が連携して消費者被害の防止のために見守り等に取り組む組織

【出典】

北海道環境生活部調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 52組織

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 74組織

<目標値設定の考え方>

地域における消費者被害防止の取組が広がるよう、1年に2組織ずつ増加させることをめざし、目標値を設定している。

【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和3年度(2021年度) 70組織

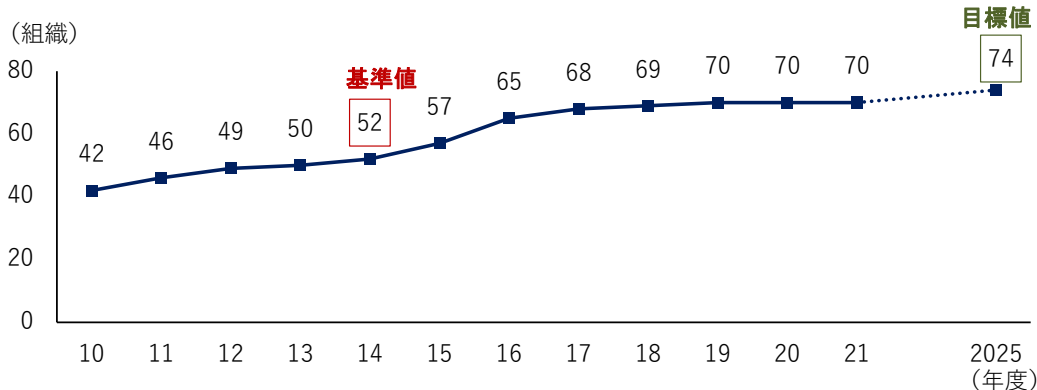
<達成度合の分析>

平成26年度から実施している地域消費者被害防止ネットワーク設置促進事業により、未設置の地域に継続して働きかけを行うなどし、着実に組織数を増やし、今年度の目標値は既に達成している。

●データ

(単位: 組織)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
組織数	42	46	49	50	52	57	65	68	69	70	70	70
					基準値							実績値



北海道HACCP自主衛生管理認証制度による 認証を取得している施設の数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保

【何を測る指標か】

食品関係施設における食品の安全性確保に向けた取組状況を測る指標

【定義・算出式】

北海道HACCP自主衛生管理認証制度の認証を取得した施設の数

・HACCPとは、「Hazard Analysis and Critical Control Point」(危害要因分析重要管理点)の略であり、原料の受入から製造・出荷までの各工程において、危害要因をチェックし、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を確保しようとする食品衛生管理手法。

平成30年(2018年)に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化された。

・北海道HACCP自主衛生管理認証制度とは、道内の食品の製造・加工・調理・販売施設からの申請に応じて、HACCPによる自主衛生管理が適切に行われているかどうかを審査し、道が定める基準に適合しているものを認証する制度。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、6月頃確定

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画【2021改訂版】策定時点での最新の統計数値

令和2年度(2020年度) 307施設

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 450施設

<目標値設定の考え方>

道産食品のより一層の安全性向上に向け、食品の安全性と衛生的付加価値の向上に有効な取組である北海道HACCP自主衛生管理認証制度に取組む施設の拡大を図っており、認証取得施設数を目標値として設定している。

【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和3年度(2021年度) 359施設

<達成度合の分析>

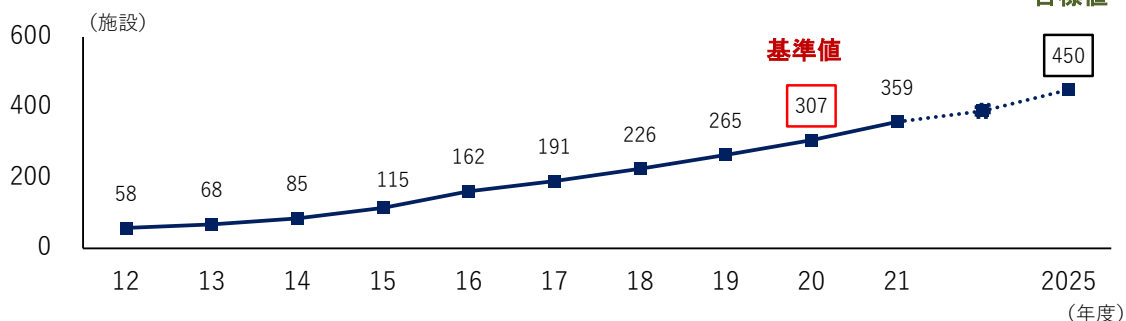
北海道HACCP自主衛生管理認証制度の周知を継続し、認証を取得する施設が増加したことで、道産食品の安全性確保に寄与している。

●データ

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
施設数	58	68	85	115	162	191	226	265	307	359

基準値 実績値

目標値



人権侵犯事件数（人口10万人当たり）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■人々が互いに尊重しあう社会づくり

【何を測る指標か】

人権が尊重された社会づくりの進展状況を測る指標

【定義・算出式】

法務省の人権擁護機関において、人権侵犯の疑いのある事案について措置を講じたものの件数。法律などに違反した行為だけに限らず、広く、憲法や世界人権宣言の基本原則である人権尊重の精神に反するような行為をいい、強制強要(職場での嫌がらせ)、親からの結婚妨害、名誉、信用の毀損なども含まれる。

【出典】

法務省「人権侵犯事件統計(年報)」、毎年調査、概ね6月公表

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年(2014年) 19.9件(全国平均値16.9件)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 全国平均値

<目標値設定の考え方>

北海道における値が全国平均値よりも高いことから、あらゆる場を通じて人権に関する教育や啓発を進めることにより、全国平均値とすることを目標としている。

なお、この指標は、人権が尊重されているかを示すものではあるが、件数の増加は、人権侵害が増えている場合と、人権意識が高まったことにより相談件数が増加している場合と両方の理由が考えられる。

【③実績値】※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和3年(2021年) 5.1件(全国平均値6.8件)

<達成度合の分析>

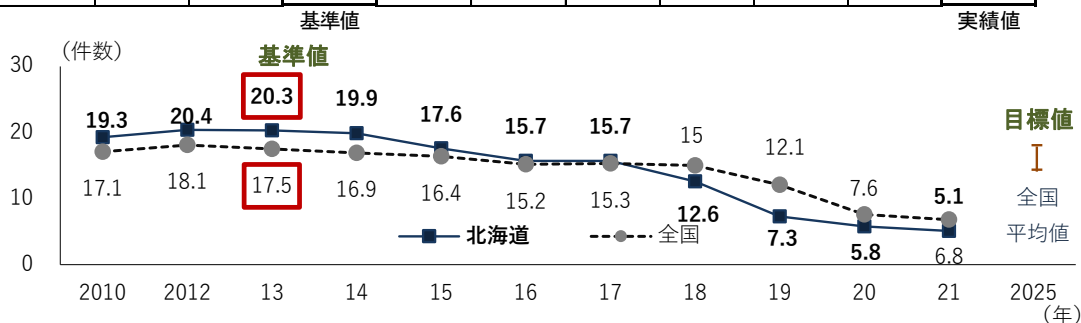
人権侵犯事件数は、令和3年(2021年)実績で、北海道では10万人当たり5.1件となり、全国の平均値を大きく下回る結果となった。基本的な人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及を図るための取組を国、道、市町村が連携して進めた効果と考えられる。

●データ

人権侵犯事件数(人口10万人当たり)の推移

(単位:件)

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
北海道	1,117	1,112	1,087	951	835	841	669	386	305	267
10万人当たり	20.4	20.3	19.9	17.6	15.7	15.7	12.6	7.3	5.8	5.1
全国	22,930	22,437	21,718	20,999	19,443	19,533	19,063	15,420	9,589	8,581
10万人当たり	18.1	17.5	16.9	16.4	15.2	15.3	15.0	12.1	7.6	6.8



自主防災組織活動カバー率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上

【何を測る指標か】

「共助」の役割を担う自主防災組織の活動による地域防災力を測る指標

【定義・算出式】

全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合
(算出式) 自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数 / 全世帯数

【出典】

消防庁「地方防災行政の現況」、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 51.3%(全国平均値80.0%)

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 全国平均値以上

<目標値設定の考え方>

地域の防災リーダーの育成や自主防災組織結成を促進するなど、地域防災力を強化することにより、全国平均値以上とすることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和3年度(2021年度) 64.0%(全国平均値84.4%)

<達成度合の分析>

道内の自主防災組織活動カバー率は年々増加しているが、全国平均を下回っている。災害が少なく住民の防災意識が向上しない地域があるほか、住民の高齢化による防災リーダーの不足などがあげられる。

●データ

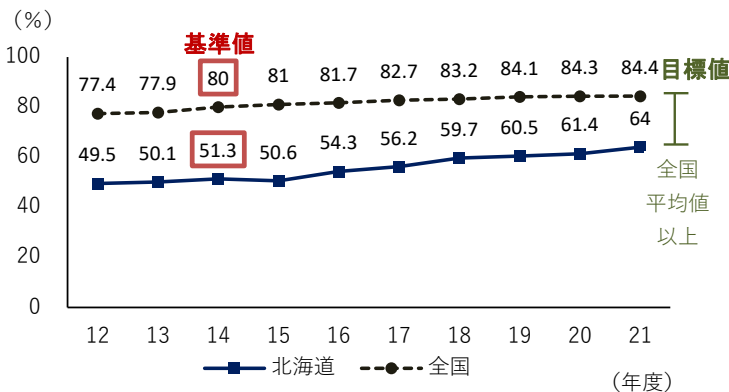
(単位: %)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
北海道	49.5	50.1	51.3	50.6	54.3	56.2	59.7	60.5	61.4	64.0
全国	77.4	77.9	80.0	81.0	81.7	82.7	83.2	84.1	84.3	84.4

※毎年4月1日現在で集計

基準値

実績値



都道府県順位(R3(2021).4.1現在)

都道府県名	自主防災組織活動カバー率	順位
兵庫	97.2%	1
香川	97.1%	2
高知	96.9%	3
大分	96.9%	
石川	96.8%	5
千葉	68.7%	44
北海道	64.0%	45
青森	55.8%	46
全国	84.4%	—

指標名 業務継続体制が整備されている市町村の割合

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上

【何を測る指標か】

自然災害等の緊急事態発生時にあらかじめ行うべき活動や業務継続のための手法について定める計画を策定済の市町村の割合を測る指標

【定義・算出式】

道内179市町村のうち、重要6要素を満たす業務継続体制が整備されている市町村の割合を算出。

【出典】

消防庁「地方公共団体における業務継続計画策定状況等調査」(毎年度実施)

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画【2021改訂版】策定時点での最新の統計数値
令和2年度(2020年度) 23.4% (全国平均値 23.7%)

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 全国平均値以上

<目標値設定の考え方>

市町村に対し助言・支援を行い、重要6要素を満たす計画策定を推進することなどにより、全国平均値以上とすることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和3年度(2021年度)32.4%(全国平均値31.4%)

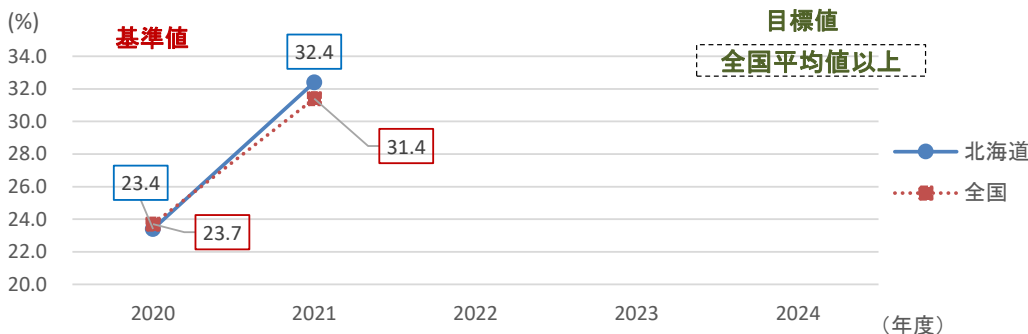
<達成度合の分析>

業務継続に必要な6つの要素について計画に定めるよう働きかけを行った結果、実績値は最終目標を既に達成している。

●データ

(単位: %)

年度	2020	2021	2022	2023	2024
北海道	23.4	32.4			
全国	23.7	31.4			



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況
(避難情報等に係る具体的な発令基準の策定状況)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

住民などの円滑かつ安全な避難体制の確保状況を測る指標

【定義・算出式】

市町村における避難情報等に係る具体的な発令基準の策定割合。内閣府において、平成17年(2005年)3月に「避難情報等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられ、同年7月に防災基本計画により地方公共団体において避難情報等の判断基準などを明確にしたマニュアルの作成に努めることとされたことを受け、市町村における避難情報等に係る具体的な発令基準の策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。

(算出式)各災害毎に避難勧告等の発令判断基準を策定した市町村/各災害毎の該当市町村

【出典】

- ・北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査
- ・消防庁国民保護・防災部防災課調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度)

- 水害 : 策定率 86.9%(洪水予報河川、水位周知河川を対象)
- 土砂災害 : 策定率 92.0%
- 高潮災害 : 策定率 73.1%(高潮災害の有無については、市町村からの自主申告)
- 津波災害 : 策定率 98.8%(海岸を有する市町村を対象)

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

市町村に対し避難情報等策定基準の早期策定を働きかけるとともに、策定に向けた助言などの支援を行うことにより、各災害において策定率を100%とすることを目標としている。

【③実績値】※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和3年度(2021年度) 水害: 83.2% 土砂災害: 89.2% 高潮災害: 100% 津波災害: 97.4%

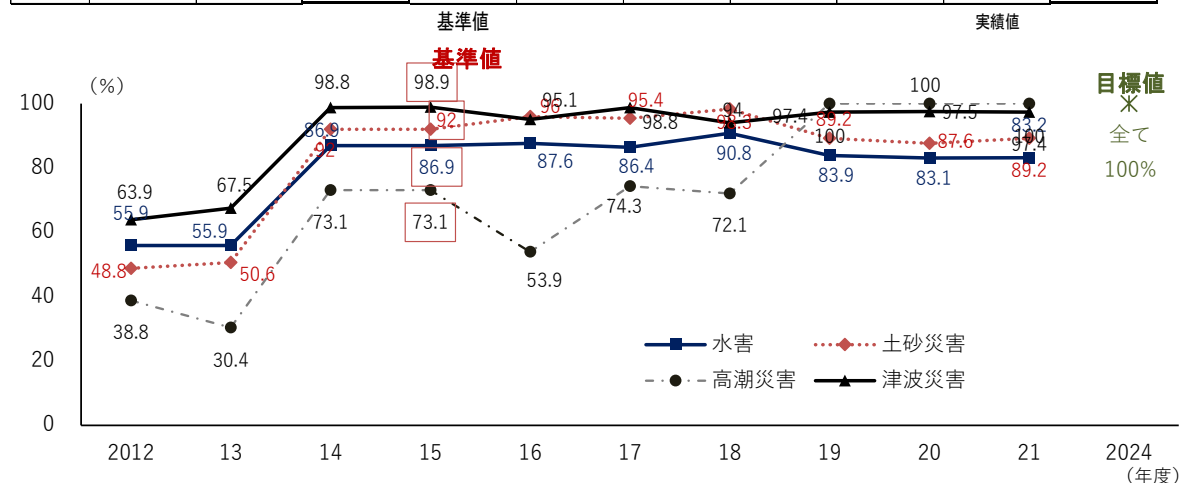
<達成度合の分析>

・道の「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の改正及びその周知や、市町村へ策定の働きかけ等を行ったことにより、策定率は令和2年度に比べて増加した。

●データ

(単位: %)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
水害	55.9	55.9	86.9	86.9	87.6	86.4	90.8	83.9	83.1	83.2
土砂災害	48.8	50.6	92.0	92.0	96.0	95.4	98.3	89.2	87.6	89.2
高潮災害	38.8	30.4	73.1	73.1	53.9	74.3	72.1	100.0	100.0	100.0
津波災害	63.9	67.5	98.8	98.9	95.1	98.8	94.0	97.4	97.5	97.4



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況 (常時観測火山(9火山)のハザードマップの作成状況)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■ 災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

道内の常時観測火山における噴火災害等への体制確保の状況を測る指標

【定義・算出式】

道内の常時観測火山(9火山)におけるハザードマップの作成割合。火山のハザードマップは、各火山の災害要因(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等)の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものであり、火山防災上極めて重要なものであることから、道内全ての常時観測火山について、作成を促進するもの。

(算出式)ハザードマップを作成した常時観測火山数 / 全常時観測火山数(9火山)

※常時観測火山 アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 88.9% (8火山)

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

気象台等の関係機関と連携しながら実践的な避難計画の策定を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としている。

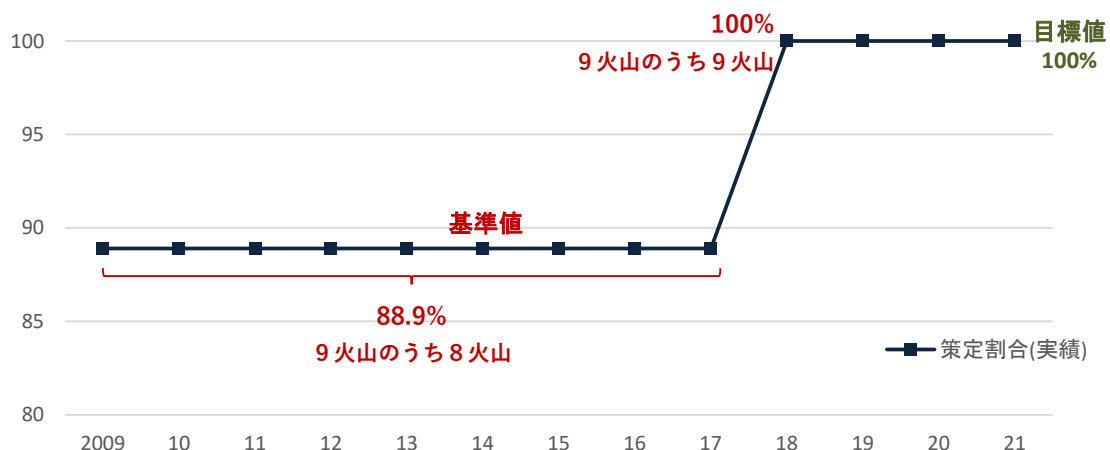
【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和3年度(2021年度) 100.0%

<達成度合の分析>

平成30年度(2018年度)に大雪山のハザードマップを作成し、目標を達成した。

●データ



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況 (洪水ハザードマップを作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

洪水、浸水被害への体制確保の状況を測る指標

【定義・算出式】

洪水ハザードマップを作成した市町村の割合。水防法第15条により、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される浸水を表示した図面に洪水予報等の伝達方法等の事項を記した「洪水ハザードマップ」の作成及び周知を図るものとされていることから、市町村における洪水ハザードマップの策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。
(算出式) 洪水ハザードマップを作成した市町村 / 該当市町村(洪水予報河川・水位周知河川を所管する市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

【法改正前:平成28年度(2016年度) 94.9%】 【法改正後:3.5%】

【②目標値】

目標年:令和6年度(2024年度) 目標値:100%

<目標値設定の考え方>

市町村の洪水ハザードマップの策定及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としている。なお、目標年については、北海道強靱化計画において設定している令和6年度としている。

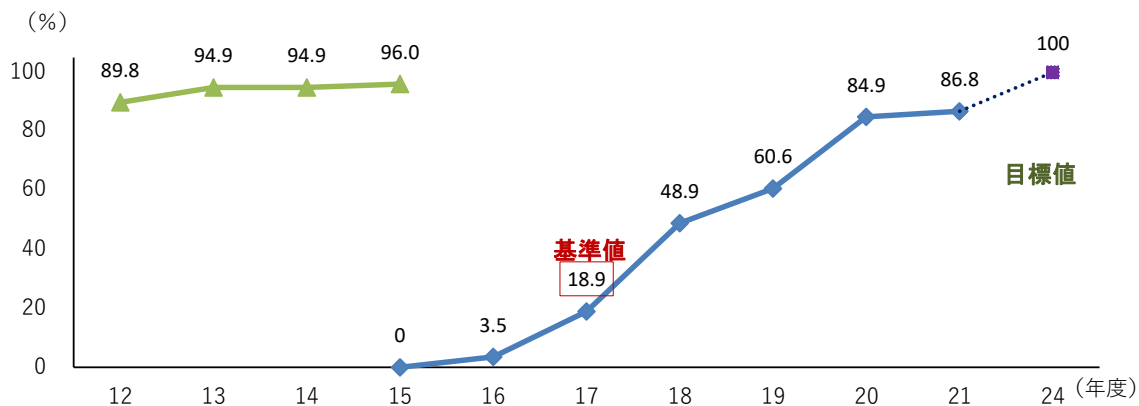
【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

86.80%

<達成度合の分析>

- ・毎年、フォローアップ調査により作成状況の確認をするとともに、作成を促している。
- ・着実に作成割合は増加しており、最終目標の達成に向けて、引き続き市町村の取組を促していく。

●データ



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況 (津波ハザードマップを作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

沿岸市町村における津波災害への被害軽減対策の状況を測る指標

【定義・算出式】

沿岸市町村において津波ハザードマップを作成している割合。地震防災対策特別措置法第14条により、市町村において、津波ハザードマップの作成と住民への周知に努めることとされていることから、沿岸市町村における策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。

(算出式) 津波ハザードマップを作成した市町村数 / 沿岸市町村数(81市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 97.5%

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

市町村に対し助言・支援を行い未策定地域の計画策定を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和3年度(2021年度)100.0%

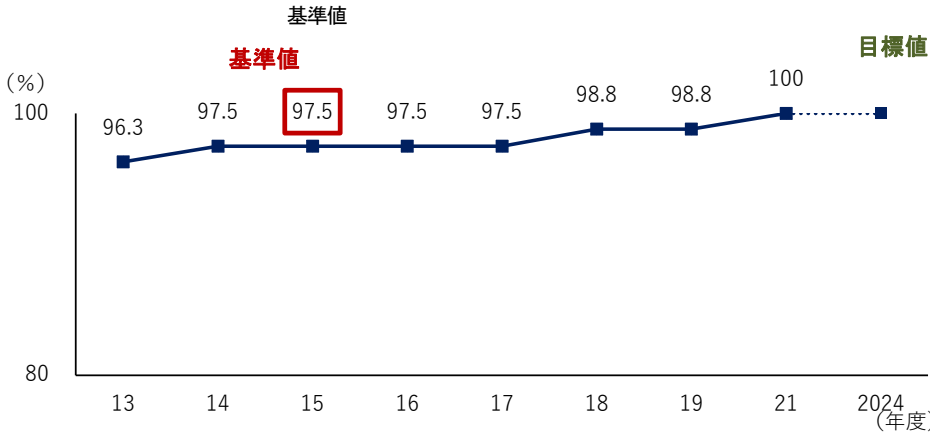
<達成度合の分析>

関係市町村に訪問や技術的な助言を行ったことなどにより、策定が進み目標が達成された。

●データ

(単位: %)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
割合	91.4	96.3	97.5	97.5	97.5	97.5	98.8	98.8	100	100



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況 (津波避難計画を作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

津波発生時の住民などの円滑かつ安全な避難体制の確保状況を測る指標

【定義・算出式】

市町村における津波避難計画の策定割合。津波対策の推進に関する法律第9条により、市町村において津波避難計画を定め公表に努めることとされていることから、市町村における津波避難計画の策定状況を把握するとともに、策定を促進するもの。

(算出式) 津波避難計画を作成した市町村数 / 沿岸市町村数(83市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度(2014年度) 72.8%

【②目標値】

目標年: 令和6年度(2024年度) 目標値: 100%

<目標値設定の考え方>

計画未策定市町村に対する助言・支援を行うことなどにより計画策定を促進し、策定率を100%とすることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値
令和3年度(2021年度)100.0%

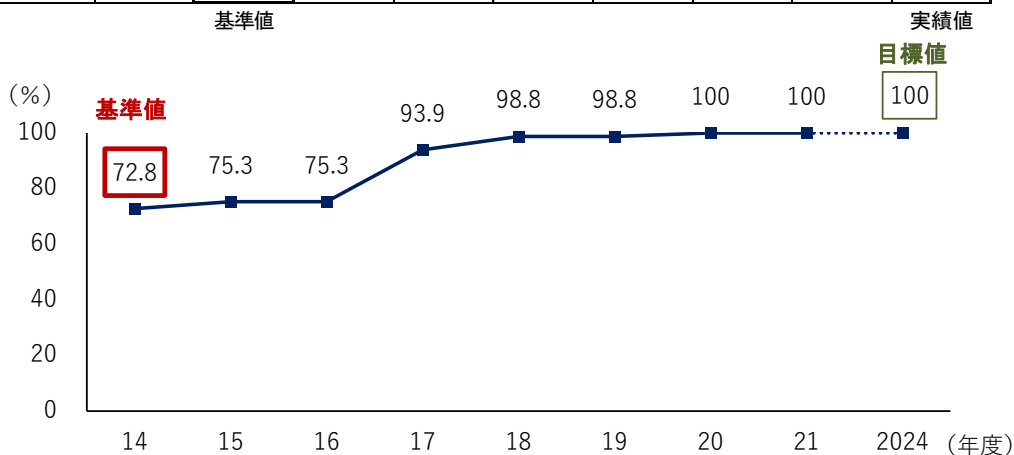
<達成度合の分析>

各市町村を訪問するなどして技術的な助言等を行ったことから、策定が進み目標が達成された。

●データ

(単位: %)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
割合	63.0	72.8	75.3	75.3	93.9	98.8	98.8	100.0	100.0



緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率(道道)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■ 大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

【何を測る指標か】

緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

緊急輸送を円滑に行うための緊急輸送道路や避難路上にある橋梁の耐震化の割合
 ・緊急輸送道路とは、災害直後から発生する物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点を相互に連絡する道路のこと。
 ・避難路とは、地域防災計画で避難路と位置づけられた道路や、避難所と緊急輸送道路を連絡する道路のこと。

【出典】

北海道建設部調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

旧方針:平成26年度(2014年度) 59% (新方針:平成30年度(2018年度) 0%)

引き続き避難路上にある橋梁の耐震化を進めるとともに、平成28年(2016年)に発生した熊本地震を踏まえ、緊急輸送道路上の橋梁については、地震時においても路面に大きな段差を発生させないよう新たな対策を実施する方針が国から示されたことから、対象橋梁の再抽出を行い、新方針として基準値を変更した。(令和2年3月)

【②目標値】

目標年:令和7年度(2025年度) 目標値:33% [旧方針による場合:100%]

<目標値設定の考え方>

旧方針では地震時の落橋等による緊急輸送道路や避難路の分断防止と避難所への輸送路確保により地域住民の孤立化を防ぐため、橋梁の耐震補強に取り組み、緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率を100%とすることを目標としていたが、上記のとおり、目標値を変更した(令和2年3月)。

【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和3年度(2021年度) 実績値:9.5%

<達成度合の分析>

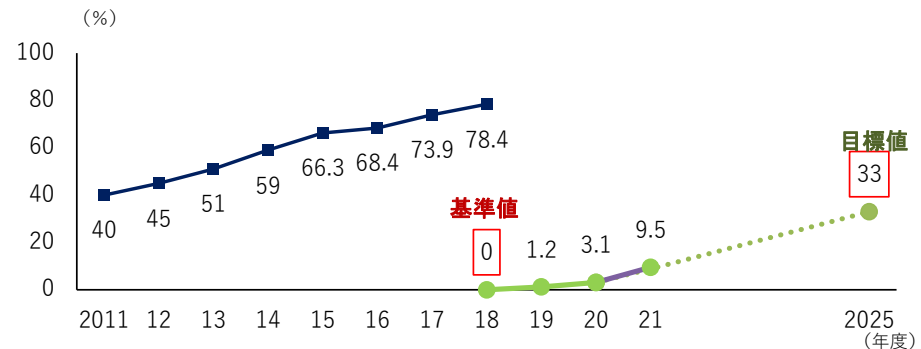
指標の達成状況は概ね好調であり、社会資本整備総合交付金等の活用により、橋梁の耐震化が進んでいる。

●データ

(単位:%)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
耐震化率											
新方針	-	-	-	-	-	-	-	0	1.2	3.1	9.5
(旧方針)	(40)	(45)	(51)	(59)	(66.3)	(68.4)	(73.9)	(78.4)	(-)	(-)	(-)

(基準値) (実績値)



※平成30(2018)年度に新方針へ移行

住宅及び多数利用建築物の耐震化率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

【何を測る指標か】

建築物の耐震化の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

住宅及び多数利用建築物の耐震化の割合。建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条により、都道府県が策定する耐震改修促進計画において建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標を定めることとされていることから、北海道耐震改修促進計画において住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標を設定し、耐震化の促進を図るもの。

【出典】

北海道建設部調べ、5年ごとに調査、概ね調査年の翌年3月公表

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成22年度(2010年度) 82%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 95%以上

<目標値設定の考え方>

北海道耐震改修促進計画(平成28年(2016年)5月改定)において、地震による建築物等の被害軽減を図り、道民の方々の安全で安心な生活を確保するため、住宅及び多数利用建築物の耐震化を計画的に促進することをめざし、住宅の耐震化率及び多数利用建築物の耐震化率を令和2年(2020年)までに少なくとも95%にすることを目標としていることから、これ以上の耐震化率とすることを目標値として設定。

【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値
令和2年度(2020年度) 実績値: 90.6%

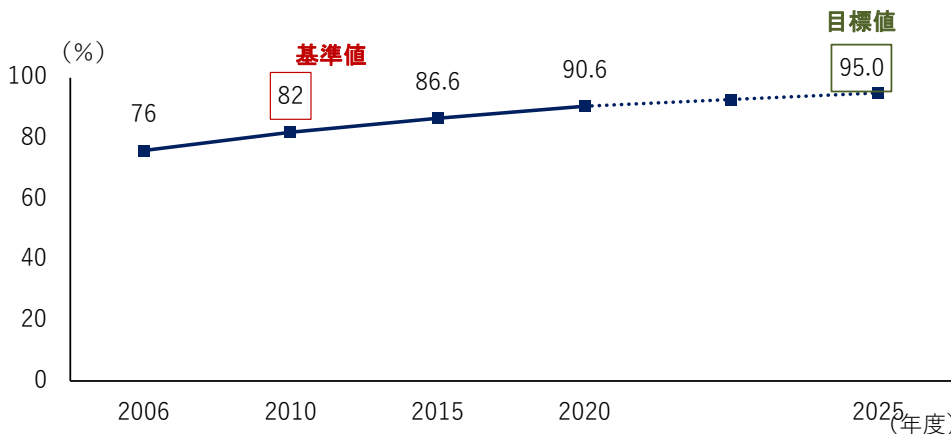
<達成度合の分析>

- ・戸建て住宅の無料耐震診断や住宅の耐震改修補助を実施し、既存住宅の耐震化を促進
 - ・耐震診断が義務化されている民間大規模建築物等について、耐震改修補助を実施
 - ・住宅の耐震セミナーの開催など地震防災対策に関する普及啓発を実施
- 上記により、住宅及び建築物の耐震化が着実に進んでいる。

●データ

(単位: %)

年度	2006	2010	2015	2020
耐震化率	76	82	86.6	90.6
		基準値		実績値



リスク分散による企業立地件数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮

【何を測る指標か】

リスク分散を理由とした本道への企業誘致の取組状況を測る指標

【定義・算出式】

リスク分散を理由とした道内での企業立地(新設及び増設)の件数

【出典】

北海道経済部調べ、毎年調査、6月公表

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道創生総合戦略策定時点での最新の統計数値
平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度) 累計63件(3年間平均21件)

【②目標値】

目標年:令和6年度(2024年度) 目標値:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度) 累計125件

<目標値設定の考え方>

リスク分散を理由とした企業立地件数の3年平均値である24件(平成28年度(2016年度)～平成30年度(2018年度))より5%の増加をめざし、目標値を設定。

地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置期間の延長及び全国的な自然災害の発生状況等から、リスク分散による道内への立地が今後も継続する見込みであることなどから、目標年を令和6年度(2024年度)に設定している。

【③実績値】※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和2年度(2020年度) 17件

令和3年度(2021年度) 20件

<達成度合の分析>

令和2年度は、感染症等の影響により17件に減少したが、令和3年度は20件に増加し、回復が見られるところであり、社会経済情勢が大きく変化する中で、新しい働き方に対応した本社機能の移転やサテライトオフィスの設置といった動きがあった。

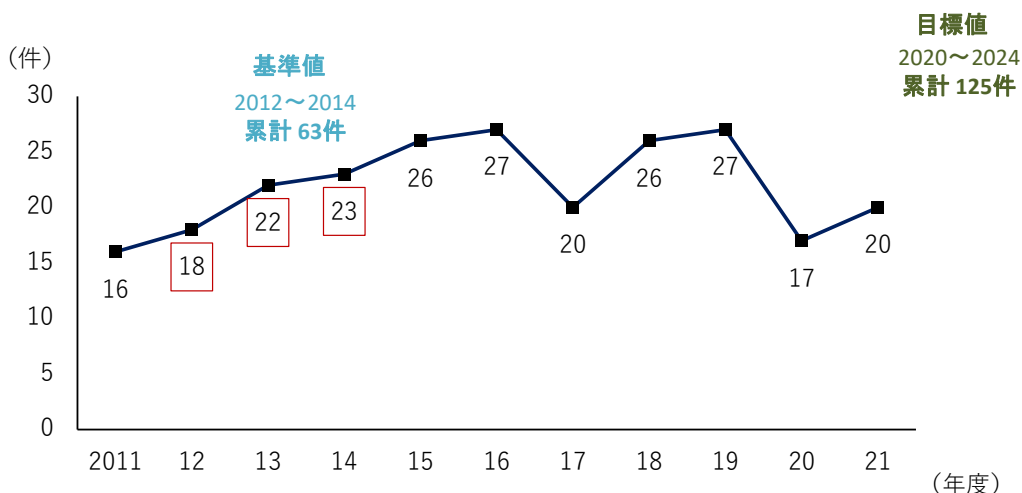
●データ

(単位:件)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
立地件数	16	18	22	23	26	27	20	26	27	17	20

基準値

実績値



感染症指定医療機関病床数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■ 感染症に強い強靱な社会の構築

【何を測る指標か】

感染症の医療提供体制を測る指標

【定義・算出式】

第一種感染症指定医療機関: 都道府県の区域ごとに1ヶ所 2床配置

第二種感染症指定医療機関: 二次医療圏ごとに1ヶ所 二次医療圏の人口規模等に応じ4~12床配置
 30万人未満 4床 30万人以上100万人未満 6床 100万人以上200万人未満 8床
 200万人以上300万人未満 10床 300万人以上 12床

【出典】

厚生労働省通知「感染症指定医療機関の指定について」(平成11年3月19日付け健医発第457号)

●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画【2021改訂版】策定時点での最新の統計数値

令和2年(2020年) 94床

【②目標値】

令和5年(2023年) 98床

<目標値設定の考え方>

二次医療圏の人口規模等を基に国が定めた配置基準により、感染者に適切な医療を提供する体制整備の指標として設定している。

【③実績値】 ※「実績値」は令和4年(2022年)7月1日時点での最新の統計数値

令和4年(2022年) 94床

<達成度合の分析>

感染症病床の確保が進まない要因の一つに、施設要件を満たすための病床整備や運営に係る費用負担があげられており、基準病床数の確保のためには引き続き財政措置の充実を国に要望することが必要。

●データ

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
病床数	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94

(単位: 床)

基準値 実績値

